

総社市訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市出張所処務規程（平成17年総社市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（北出張所等における専決事項） 第3条 北出張所，西出張所及び昭和出張所（以下「北出張所等」という。）の出張所長の専決事項は，次のとおりとする。ただし，重要又は異例であると認められる事項については，その事務の主管課と合議のうえ，上司の指示を受けなければならない。 （1）～（10）略 （11）国民健康保険被保険者資格の認定に関すること。 （12）及び（13）略</p> | <p>（北出張所等における専決事項） 第3条 北出張所，西出張所及び昭和出張所（以下「北出張所等」という。）の出張所長の専決事項は，次のとおりとする。ただし，重要又は異例であると認められる事項については，その事務の主管課と合議のうえ，上司の指示を受けなければならない。 （1）～（10）略 （11）国民健康保険被保険者資格の認定（退職被保険者資格の認定は除く。）<u>及び被保険者証の交付（更新時及び退職被保険者証の交付は除く。）</u>に関すること。 （12）及び（13）略</p> |

附 則

この訓令は，令和6年12月2日から施行する。